

令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第153号	上越市保育所条例の一部改正について	保育課	1
議案第169号	上越市かきざき福祉センター条例の一部改正について	福祉課	2
議案第170号	上越市ゲートボール場条例の一部改正について	高齢者支援課	3
議案第171号	上越市高齢者交流施設条例の一部改正について	高齢者支援課	4
議案第172号	上越市安塚多目的交流施設条例の一部改正について	高齢者支援課	5
議案第173号	上越市三世代交流プラザ条例の一部改正について	こども課	6
議案第174号	上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について	福祉交流プラザ	7~8
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算（第4号）	高齢者支援課ほか	9~10
議案第135号	令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	国保年金課	11
議案第139号	令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）	高齢者支援課	12

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第153号
提 出 課	保育課

上越市保育所条例の一部改正について

1 改正理由

上越市保育園の再配置等に係る計画に基づき、現在、くびきひよこ園で行っている未満児保育を近接する南川保育園で行うこととし、令和元年度末をもってくびきひよこ園を廃止するとともに、名立区の名南保育園を同区内の私立たちばな保育園と統合し、新たな施設を整備した上で民営化することから、同じく令和元年度末をもって名南保育園を廃止するもの

2 改正内容

くびきひよこ園及び名南保育園を廃止する。(別表関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 上越市保育所条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
明治保育園	上越市頸城区手島 241番地	明治保育園	上越市頸城区手島 241番地
		くびきひよこ園	上越市頸城区上吉 194番地1
中郷保育園	上越市中郷区八斗 蒔178番地2	中郷保育園	上越市中郷区八斗 蒔178番地2
(略)		(略)	
さんわ保育園	上越市三和区浮島 57番地	さんわ保育園	上越市三和区浮島 57番地
		名南保育園	上越市名立区折居 61番地

(削除)

(削除)

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第169号
提 出 課	福祉課

上越市かきざき福祉センター条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
大会議室	660円	640円
小会議室	310円	300円
和室	250円	240円
研修室	160円	150円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市かきざき福祉センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
大会議室	660円	大会議室	640円
小会議室	310円	小会議室	300円
和室	250円	和室	240円
研修室	160円	研修室	150円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第170号
提 出 課	高齢者支援課

上越市ゲートボール場条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) ゲートボール場使用料及び暖房使用料を次のように改定する。(別表関係)

区分	単位	改定後	現 行
ゲートボール場使用料	1面につき1時間当たり	410円	400円
暖房使用料	1時間当たり	210円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市ゲートボール場条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
ゲートボール場 使用料	暖房使用料	ゲートボール場 使用料	暖房使用料
1面につき1時間 当たり <u>410円</u>	1時間当たり <u>210円</u>	1面につき1時間 当たり <u>400円</u>	1時間当たり <u>200円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第171号
提 出 課	高齢者支援課

上越市高齢者交流施設条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名		使用料(1時間につき)	
		改定後	現 行
大潟老人福祉センター	ホール	600円	500円
福寿荘	デイルーム	170円	160円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市高齢者交流施設条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
施設名		使用料 (1時間につき)	施設名		使用料 (1時間につき)
大潟老人福祉センター	ホール	<u>600円</u>	大潟老人福祉センター	ホール	<u>500円</u>
福寿荘	デイルーム	<u>170円</u>	福寿荘	デイルーム	<u>160円</u>
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第172号
提 出 課	高齢者支援課

上越市安塚多目的交流施設条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設使用料及び暖房使用料を次のように改定する。(別表関係)

区分	単位	改定後	現 行
施設使用料	1時間につき	410円	400円
暖房使用料	1時間につき	210円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市安塚多目的交流施設条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)	
施設使用料 (1時間につき)	暖房使用料 (1時間につき)	施設使用料 (1時間につき)	暖房使用料 (1時間につき)
<u>410円</u>	<u>210円</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第173号
提 出 課	こども課

上越市三世代交流プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	単 位	使用料	
		改定後	現 行
ふれあい広場	1区画1時間につき	170円	140円
自由広場	1時間につき	480円	470円
研修室		210円	200円
調理室		110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市三世代交流プラザ条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第8条、第11条関係)			別表(第8条、第11条関係)		
施設名	単 位	使用料	施設名	単 位	使用料
ふれあい 広場	1区画1時間 につき	170円	ふれあい 広場	1区画1時間 につき	140円
自由広場	1時間につき	480円	自由広場	1時間につき	470円
研修室		210円	研修室		200円
調理室		110円	調理室		100円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第174号
提 出 課	福祉交流プラザ

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料 (1時間につき)	
	改定後	現 行
第1会議室	520円	510円
第2会議室	250円	240円
第3会議室	250円	240円
第4会議室	250円	240円
第5会議室	250円	240円
第6会議室	520円	510円
第7会議室	380円	370円
調理実習室	520円	510円
体育館	770円	750円

(2) 附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

設備名		単位	使用料	
			改正後	現 行
体育館	照明設備	1時間につき	110円	100円
	放送設備		110円	100円
	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日 公布の日

4 上越市福祉交流プラザ条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表（第8条、第12条関係）				別表（第8条、第12条関係）			
(1) 施設使用料				(1) 施設使用料			
施設名		使用料 (1時間につき)		施設名		使用料 (1時間につき)	
第1会議室		520円		第1会議室		510円	
第2会議室		250円		第2会議室		240円	
第3会議室		250円		第3会議室		240円	
第4会議室		250円		第4会議室		240円	
第5会議室		250円		第5会議室		240円	
第6会議室		520円		第6会議室		510円	
第7会議室		380円		第7会議室		370円	
調理実習室		520円		調理実習室		510円	
体育館		770円		体育館		750円	
備考 略				備考 略			
(2) 附属設備使用料				(2) 附属設備使用料			
設備名		単位	使用料	設備名		単位	使用料
体 育 館	照明設備	1 時 間	110円	体 育 館	照明設備	1 時 間	100円
	放送設備	に つ き	110円		放送設備	に つ き	100円
	温水シャワ ー	1 人 1 回 に つ き	110円		温水シャワ ー	1 人 1 回 に つ き	100円
備考 略				備考 略			

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	高齢者支援課

歳出科目 (P24~P25)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ふれあいランチサービス事業	62,107	8,021	70,128

主な補正財源		主な経費	
諸収入	3,235	手数料	4
一般財源	4,786	委託料	8,017

【補正理由】

配食数が当初の見込みを上回ることから、予算を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
諸収入	ふれあいランチサービス自己負担金	26,984	3,235	30,219
市債	過疎地域自立促進特別事業	5,200	0	5,200
一般財源		29,923	4,786	34,709
合計		62,107	8,021	70,128

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
役務費	公金取扱手数料 (口座振替手数料)	55	4	59
委託料	ふれあいランチサービス事業委託料	62,052	8,017	70,069
合計		62,107	8,021	70,128

<配食数>

(単位：食)

当初	実績見込み	比較増減
79,466	90,757	11,291

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P24~P27)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,738,556	26,140	2,764,696

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	14,524	扶助費	26,140
県支出金	5,808		
一般財源	5,808		

【補正理由】

児童手当の給付件数が当初の見込みを上回ることから、扶助費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,903,333	14,524	1,917,857
県支出金	児童手当交付金	412,343	5,808	418,151
一般財源		412,344	5,808	418,152
合計		2,728,020	26,140	2,754,160

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,728,020	26,140	2,754,160

<給付対象延べ児童数(手当給付件数)> (単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
246,279	250,121	3,842

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第135号
提出課	国保年金課

令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格管理事務の適正化と効率化を図るため、オンライン資格確認等システムの運用が令和2年度から全国的に開始されることに伴い、自庁システムの改修に要する経費を増額するとともに、国庫支出金を増額するもの
- (2) 一般管理費職員人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するもの
- (3) 平成30年度の保険給付費等交付金の精算に伴い発生した償還金を増額するもの
- (4) 収支の均衡を図るため、基金繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	1	9,796	9,797
	うち、特別調整交付金	0	9,796	9,796
6	繰入金	1,425,951	14,084	1,440,035
	うち、職員給与費等繰入金	198,809	△9,953	188,856
	うち、国民健康保険財政調整基金繰入金	152,746	24,037	176,783

(歳出)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
1	総務費	213,914	△157	213,757
	一般管理費職員人件費	76,576	△9,953	66,623
	一般経費	42,198	9,796	51,994
8	諸支出金	49,196	24,037	73,233
	償還金	7,618	24,037	31,655

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第139号
提 出 課	高齢者支援課

令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 平成29年度介護給付費負担金の再確定に伴い、歳出において国庫支出金等過年度分返還金を増額するとともに、歳入において県支出金の前年度精算交付金を増額するもの
(2) 一般管理費職員人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入) 単位：千円

款	項 目	補正前	補正額	補正後
5	県支出金	3,325,690	30,707	3,356,397
	うち、前年度精算交付金	0	30,707	30,707
7	繰入金	3,611,758	6,447	3,618,205
	その他一般会計繰入金	381,727	6,447	388,174
	職員給与費等繰入金	124,092	6,447	130,539

(歳出) 単位：千円

款	項 目	補正前	補正額	補正後
1	総務費	385,586	6,447	392,033
	一般管理費職員人件費	124,092	6,447	130,539
5	諸支出金	85,106	30,707	115,813
	うち、国庫支出金等過年度分返還金	77,883	30,707	108,590